

不適切なリース契約

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>公益財団法人大阪みどりのトラスト協会</p>	<p>公益財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「協会」という。）は電話機更新のため、Aリース会社とのリース契約（平成28年1月22日締結。リース期間7年間）の手續をB業者に任せたが、旧電話機のCリース会社とのリース契約（平成24年9月6日、平成24年11月29日、平成25年6月17日締結。リース期間7年間）が解約されていなかった。そのため、協会は平成30年4月分まで、Aリース会社とCリース会社へそれぞれリース料の支払を続けていたが、B業者がCリース会社へのリース料相当額を協会銀行口座へ払込みを続けていたことから、この間、協会はCリース会社にリース契約の解約に関する確認を行っていなかった。</p> <p>また、Cリース会社とのリース契約の解約手續は平成30年5月11日に行ったが、Cリース会社に対し、残リース期間分のリース料（767,865円）の支払が必要となった。</p> <table border="1" data-bbox="501 900 1561 1108"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 900 1032 1003">名称</th> <th data-bbox="1032 900 1243 1003">科目</th> <th data-bbox="1243 900 1561 1003">支払金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 1003 1032 1108">電話機一式 残リース料</td> <td data-bbox="1032 1003 1243 1108">賃借料</td> <td data-bbox="1243 1003 1561 1108">767,865円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	科目	支払金額	電話機一式 残リース料	賃借料	767,865円	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項について、原因は複数の業者から見積書を徴さず、従来から取引のある業者に手續を任せたことである。</p> <p>再発防止に向け、令和2年6月開催の理事会において、当協会会計規程の契約の方法に係る条項について改正し、複数の者から見積書を徴することを原則とすることとして、契約の前に取引の妥当性についてチェックを行うようにした。</p> <p>今後は、改正後の当協会会計規程に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
名称	科目	支払金額							
電話機一式 残リース料	賃借料	767,865円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年11月21日から同月22日まで）

固定資産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
公益財団法人大阪みどりのトラスト協会	<p>平成30年度に支出している事業費のうち、支出内容から固定資産の取得と考えられるものについて、固定資産台帳との照合を行ったところ、以下のものが計上されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="501 558 1558 873"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>科目</th> <th>取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地黄湿地 簡易トイレ設置工事</td> <td>委託費</td> <td>354,240円</td> </tr> <tr> <td>和泉葛城山ブナ林気象観測器資材(2セット)</td> <td>消耗品費</td> <td>353,484円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	科目	取得価額	地黄湿地 簡易トイレ設置工事	委託費	354,240円	和泉葛城山ブナ林気象観測器資材(2セット)	消耗品費	353,484円	<p>検出事項について固定資産台帳を速やかに是正するとともに、他に固定資産台帳に登載すべきものがあるかどうか確認し、ある場合には速やかに固定資産台帳に登載されたい。</p> <p>また、大阪みどりのトラスト協会会計規程に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪みどりのトラスト協会会計規程】 第26条（固定資産の管理） 会計責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。</p> <p>2 有形固定資産に移動及び毀損、滅失があった場合は、会計責任者は、帳簿の整備を行わなければならない。</p> </div>	<p>検出事項について、固定資産台帳に登載し、貸借対照表上その他固定資産に計上した。</p> <p>また、他に固定資産台帳に登載すべきものがあるか確認した結果、他に登載すべきものはなかった。</p> <p>今後は、当協会会計規程に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
名称	科目	取得価額										
地黄湿地 簡易トイレ設置工事	委託費	354,240円										
和泉葛城山ブナ林気象観測器資材(2セット)	消耗品費	353,484円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年11月21日から同月22日まで）